



和歌山市公報

令和4年（2022年）10月11日
号外第12号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
23	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例・・・・・・・・・・（人事課）	2
24	和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（人事課）	52
25	和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・（住宅第1課）	52

【 規 則 】

47	職員の定年等に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	53
48	和歌山市職員給与条例附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	56
49	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	63
50	和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・（人事課）	99

【 訓 令 】

6	和歌山市職員の人事異動通知書の交付に関する規程の一部を改正する規程・・・（人事課）	102
---	-------------------------------------------	-----

【 告 示 】

371	令和4年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	103
372	行旅死亡人・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生活支援第1課）	103

【 公 告 】

○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課）	104
○	和歌山市青少年国際交流センターの指定管理者の公募・・・・・・・・・・（青少年課）	104
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・（地籍調査課）	104

【 選挙管理委員会告示 】

62	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	105
----	------------------------------------------	-----

【 人事委員会規則 】

4	和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（人事委員会事務局）	105
5	和歌山市職員の苦情処理に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（人事委員会事務局）	106
6	定年前再任用等の選考に用いる情報を定める規則・・・・・・・・・・（人事委員会事務局）	106
7	特定管理監督職群を構成する管理監督職を定める規則・・・・・・・・・・（人事委員会事務局）	107

【 教育委員会告示 】

12	教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課）	107
----	-----------------------------------	-----

【 農業委員会公告 】

- 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 108
 ○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 108

【 企業局規程 】

- 6 和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（企業総務課） 108
 7 和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（企業総務課） 113

【 企業局告示 】

- 31 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・（企業総務課） 113
 32 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・（企業総務課） 114
 33 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出・・・・（企業総務課） 114

【 消防局訓令 】

- 4 和歌山市消防職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程・・・（消防総務課） 114

【 条 例 】

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第23号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条を次のように改める。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項から第4項までを次のように改める。

任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（1）当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

第5条の次に次の9条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。）第21条第1項及び和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第23号）第3条の2に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 給与条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職でその等級が6級以上であるもの（前号に規定する職を除く。）
- (3) 給与条例第4条第1項第3号に規定する消防職給料表の適用を受ける職でその等級が7級以上であるもの（第1号に規定する職を除く。）
- (4) 給与条例第4条第1項第5号に規定する福祉保健職給料表の適用を受ける職でその等級が5級以上であるもの（第1号に規定する職を除く。）
- (5) 和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第3条第1項の規定により定められた給料表であつて別に定める給料表の適用を受ける職であつて別に定めるもの（第1号に規定する職を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、併せて当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等をする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮して

やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（法第22条の5第1項又は第2項に規定する組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の4項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号。以下この項から第6項までにおいて「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条第2号に掲げる職員であって、第3条本文の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員に対する第3条ただし書の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（同条第2号に掲げる職員にあっては、同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下

この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（和歌山市職員給与条例の一部改正）

第2条 和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号を削る。

第5条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する等級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第5条第11項を削る。

第12条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第22条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第2項中「第26条の4」を「第26条の4第2項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の5第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「の定める」を「で定める」に改める。

第26条の6中「第9条」を「第5条第2項から第9項まで、第9条」に改め、「第11条まで」の次に「第11条の2第3項」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号）（次項第2号において「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する等級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (4) 職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員
 - (5) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
 - 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
 - 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
 - 8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
 - 9 附則第5項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項（第26条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第26条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。
 - 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500

5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800

	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			

66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			

97	295,800	343,700									
98	296,100	344,100									
99	296,500	344,500									
100	296,900	344,800									
101	297,100	345,100									
102	297,400	345,500									
103	297,800	345,900									
104	298,100	346,300									
105	298,300	346,800									
106	298,600	347,200									
107	299,000	347,600									
108	299,300	348,000									
109	299,500	348,500									
110	299,900	348,900									
111	300,300	349,200									
112	300,600	349,500									
113	300,800	350,000									
114	301,000										
115	301,300										
116	301,700										
117	301,900										
118	302,100										
119	302,400										
120	302,700										
121	303,100										
122	303,300										
123	303,600										
124	303,900										
125	304,200										
定年	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準

前再 任用 短時 間勤 務職 員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表（1）

職員の区 分	等級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	372,700	454,000

23	203,600	248,600	374,500	455,900
24	205,300	251,300	376,400	457,600
25	206,800	253,800	377,700	459,300
26	208,300	256,200	379,500	460,900
27	210,000	258,700	381,300	462,500
28	211,600	261,000	383,200	464,000
29	213,100	263,600	385,000	465,500
30	214,800	266,000	386,900	466,800
31	216,500	268,200	388,800	468,100
32	218,200	270,400	390,800	469,400
33	219,600	272,500	392,500	470,600
34	221,400	274,700	394,200	471,300
35	223,200	276,900	395,800	472,000
36	225,000	278,800	397,600	472,700
37	226,500	281,100	398,800	473,300
38	228,300	283,000	400,300	
39	230,100	284,900	401,700	
40	231,900	286,900	403,100	
41	233,600	288,600	404,800	
42	235,300	290,900	406,200	
43	236,900	293,200	407,500	
44	238,500	295,700	409,000	
45	239,900	297,700	410,600	
46	241,200	300,100	411,900	
47	242,500	302,300	413,400	
48	243,700	304,900	415,000	
49	245,100	307,200	416,700	
50	246,600	309,600	418,100	
51	247,800	311,900	419,700	
52	249,300	314,100	421,200	

	53	250,400	316,300	422,900
	54	251,600	318,300	424,400
	55	253,000	320,300	426,000
	56	254,000	322,300	427,600
	57	255,300	324,200	429,100
	58	256,300	326,300	430,600
	59	257,400	328,400	431,800
	60	258,600	330,400	433,000
	61	259,900	332,500	434,200
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	62	260,900	334,600	435,500
	63	262,300	336,800	436,800
	64	263,400	339,000	438,000
	65	264,700	340,700	439,200
	66	266,100	342,900	440,400
	67	267,500	344,900	441,600
	68	269,100	347,100	442,800
	69	270,500	348,900	444,000
	70	271,800	350,800	445,200
	71	273,100	352,800	446,400
	72	274,400	354,800	447,600
	73	275,500	356,400	448,700
	74	276,700	358,300	449,300
	75	278,000	360,100	449,800
	76	279,000	362,000	450,300
	77	280,200	363,800	450,800
	78	281,400	365,500	
	79	282,600	367,200	
	80	283,800	368,800	
	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	

84	288,500	374,700
85	289,500	375,800
86	290,600	377,200
87	291,600	378,600
88	292,800	379,900
89	293,900	381,200
90	295,000	382,500
91	296,200	383,700
92	297,400	385,000
93	297,900	386,300
94	298,900	387,400
95	300,000	388,700
96	301,200	389,900
97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,500	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800

114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000
137	324,500	414,200
138	324,700	414,500
139	325,000	414,800
140	325,300	415,000
141	325,500	415,200
142	325,700	415,500
143	326,000	415,800
144	326,200	416,000

	145	326,500	416,200		
	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 234,000	円 274,300	円 331,100	円 415,200

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長及び教員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（2）

職員の区 分	等級 号給	1 級	2 級	3 級
		円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000
	2	161,500	177,900	295,600
	3	163,000	180,000	298,500
	4	164,500	182,200	300,900
	5	166,100	184,200	303,400
	6	168,000	186,400	305,700
	7	169,800	188,600	308,000
	8	171,600	190,800	310,400
	9	173,300	193,000	312,800
	10	175,400	195,800	315,200
	11	177,400	198,500	317,900
	12	179,400	201,200	320,800

13	181,300	204,000	323,200
14	183,500	205,700	325,100
15	185,700	207,300	327,000
16	187,900	209,000	329,100
17	190,100	210,800	331,100
18	192,700	212,400	333,300
19	195,200	214,100	335,400
20	197,700	215,700	337,400
21	200,200	217,500	339,600
22	201,900	219,400	341,500
23	203,600	221,300	343,700
24	205,300	223,200	345,800
25	206,800	224,700	347,500
26	208,200	226,700	349,300
27	209,800	228,700	351,200
28	211,300	230,700	353,100
29	213,000	232,500	354,900
30	214,700	235,200	356,700
31	216,400	237,900	358,400
32	218,100	240,600	360,300
33	219,400	243,200	361,600
34	221,100	246,000	363,300
35	222,800	248,600	364,800
36	224,500	251,300	366,600
37	225,900	253,800	368,500
38	227,600	256,200	370,000
39	229,300	258,700	371,300
40	231,000	261,000	372,900
41	232,600	263,600	374,000
42	234,300	266,000	375,400
43	235,900	268,200	376,800

44	237,500	270,400	378,300
45	239,200	272,500	379,700
46	240,700	274,700	381,300
47	242,000	276,900	382,900
48	243,400	278,800	384,400
49	244,600	281,100	385,800
50	246,000	283,000	387,300
51	247,400	284,900	388,800
52	248,600	286,900	390,200
53	249,700	288,600	391,400
54	251,100	290,900	392,700
55	252,300	293,200	393,800
56	253,300	295,700	394,900
57	254,500	297,700	396,300
58	255,700	300,100	397,500
59	256,800	302,300	398,700
60	258,000	304,900	400,000
61	259,400	307,200	401,200
62	260,200	309,600	402,200
63	261,400	311,900	403,600
64	262,300	314,100	404,900
65	263,300	316,300	406,100
66	264,700	318,300	407,200
67	265,800	320,300	408,400
68	267,100	322,300	409,500
69	268,700	324,200	410,500
70	270,200	326,300	411,700
71	271,500	328,400	412,900
72	272,900	330,400	414,100
73	273,900	332,500	414,700

	74	274,900	334,600	415,500
	75	276,100	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
定年前再	80	281,800	346,100	418,200
任用短時	81	283,000	347,900	418,500
間勤務職	82	283,900	349,700	418,900
員以外の	83	285,100	351,100	419,300
職員	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	

105	301,600	378,100
106	302,000	379,000
107	302,300	379,900
108	302,500	380,900
109	302,700	381,700
110	302,900	382,700
111	303,200	383,700
112	303,500	384,700
113	303,700	385,300
114	303,900	386,200
115	304,100	387,100
116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200

	135		399,500	
	136		399,800	
	137		400,100	
	138		400,400	
	139		400,700	
	140		401,000	
	141		401,300	
	142		401,600	
	143		401,900	
	144		402,200	
	145		402,400	
	146		402,700	
	147		403,000	
	148		403,200	
	149		403,400	
	150		403,700	
	151		404,000	
	152		404,200	
	153		404,400	
	154		404,700	
	155		405,000	
	156		405,200	
	157		405,400	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 225,200	円 271,100	円 324,400

備考 この表は、専門教育職員に適用する。

教育職給料表（3）

職員の区 分	等級 号給	1 級	2 級	3 級
		円	円	円
	1	159,400	175,100	290,400

2	160,900	177,200	293,000
3	162,400	179,300	295,600
4	163,900	181,400	298,100
5	165,400	183,400	300,700
6	167,200	185,600	303,000
7	169,000	187,800	305,400
8	170,800	190,000	307,800
9	172,500	192,100	310,100
10	174,500	194,900	312,700
11	176,500	197,700	315,300
12	178,500	200,500	318,000
13	180,500	203,000	320,500
14	182,700	204,700	322,600
15	184,900	206,300	324,700
16	187,100	208,000	326,700
17	189,200	209,600	328,500
18	191,700	211,200	330,700
19	194,200	212,900	332,900
20	196,700	214,600	335,100
21	199,200	216,200	337,100
22	200,800	218,000	339,100
23	202,400	219,800	341,100
24	204,000	221,600	343,200
25	205,700	223,300	345,200
26	207,200	225,300	347,100
27	208,700	227,300	349,000
28	210,300	229,300	350,900
29	211,900	231,000	352,800
30	213,500	233,700	354,600
31	215,100	236,400	356,400
32	216,700	239,100	358,200

33	218, 200	241, 600	359, 700
34	219, 800	244, 200	361, 500
35	221, 400	246, 900	363, 200
36	223, 000	249, 600	365, 000
37	224, 600	252, 100	366, 800
38	226, 300	254, 500	368, 200
39	228, 000	257, 000	369, 600
40	229, 600	259, 500	371, 100
41	231, 200	261, 800	372, 500
42	232, 800	264, 000	374, 000
43	234, 400	266, 200	375, 500
44	236, 000	268, 400	377, 000
45	237, 700	270, 600	378, 400
46	239, 100	272, 800	380, 000
47	240, 400	275, 000	381, 600
48	241, 800	277, 000	383, 100
49	243, 000	279, 000	384, 600
50	244, 300	280, 700	386, 100
51	245, 500	282, 500	387, 500
52	246, 800	284, 300	388, 900
53	248, 000	286, 100	390, 300
54	249, 200	288, 300	391, 600
55	250, 400	290, 600	392, 900
56	251, 500	292, 900	394, 200
57	252, 700	295, 100	395, 400
58	253, 900	297, 500	396, 700
59	255, 100	299, 900	398, 000
60	256, 300	302, 300	399, 300
61	257, 500	304, 500	400, 500
62	258, 400	306, 800	401, 800

	63	259,400	309,000	403,100
	64	260,400	311,200	404,300
	65	261,300	313,400	405,500
	66	262,600	315,300	406,700
	67	264,000	317,300	407,900
	68	265,300	319,300	409,000
	69	266,600	321,100	410,100
	70	268,000	323,200	411,200
	71	269,300	325,200	412,300
	72	270,600	327,300	413,400
	73	271,700	329,300	414,400
	74	272,800	331,400	415,000
	75	274,000	333,500	415,600
	76	275,100	335,600	416,200
	77	276,000	337,400	416,800
	78	277,200	339,200	417,200
	79	278,400	340,900	417,600
	80	279,600	342,700	418,000
定年前再	81	280,600	344,500	418,500
任用短時	82	281,700	346,100	418,900
間勤務職	83	282,800	347,600	419,300
員以外の	84	283,800	349,200	419,600
職員	85	284,700	350,600	419,900
	86	285,600	352,100	420,300
	87	286,500	353,600	420,700
	88	287,400	355,100	421,000
	89	288,200	356,400	421,300
	90	289,000	357,800	421,600
	91	289,800	359,200	421,900
	92	290,500	360,600	422,100

93	291,000	361,900	422,300
94	291,700	363,100	
95	292,500	364,300	
96	293,200	365,500	
97	293,900	366,500	
98	294,700	367,400	
99	295,500	368,300	
100	296,300	369,300	
101	297,100	370,200	
102	297,500	371,100	
103	297,900	372,000	
104	298,300	372,900	
105	298,700	373,800	
106	299,000	374,700	
107	299,200	375,600	
108	299,400	376,400	
109	299,700	377,200	
110	300,000	378,100	
111	300,300	379,000	
112	300,500	379,800	
113	300,700	380,600	
114	301,000	381,400	
115	301,200	382,200	
116	301,500	383,100	
117	301,700	383,900	
118	302,000	384,600	
119	302,300	385,300	
120	302,500	386,000	
121	302,800	386,700	
122	303,100	387,400	
123	303,300	388,100	

124	303,500	388,700
125	303,800	389,300
126		389,900
127		390,500
128		391,100
129		391,600
130		392,000
131		392,400
132		392,800
133		393,300
134		393,600
135		393,900
136		394,200
137		394,500
138		394,800
139		395,100
140		395,400
141		395,700
142		396,000
143		396,300
144		396,600
145		396,800
146		397,100
147		397,400
148		397,600
149		397,800
150		398,000
151		398,200
152		398,400
153		398,600

	154		398,800
	155		399,000
	156		399,200
	157		399,400
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 223,600	円 268,500
			基 準 給料月額 円 323,100

備考

- この表は、幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

消防職給料表

職員の区 分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	362,900	408,100	458,400
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	365,500	410,500	461,500
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	367,900	413,000	464,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	370,500	415,400	467,500
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	372,400	417,300	470,500
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	374,900	419,600	473,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	377,200	421,700	476,500
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	379,700	423,900	479,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	382,100	425,900	482,300
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	384,800	428,000	485,400
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	387,400	430,100	488,400
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	390,100	432,200	491,500
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	392,500	433,900	494,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	394,800	435,700	496,500
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	397,000	437,700	498,800
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	399,400	439,700	501,100
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	401,200	441,600	503,200
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	403,200	443,400	504,600

19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	405,100	445,200	506,100
20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	406,900	446,900	507,500
21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	408,800	448,700	508,700
22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	410,600	450,200	510,100
23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	412,400	451,600	511,600
24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	414,300	453,100	513,100
25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	416,100	454,500	514,200
26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	417,600	455,800	515,300
27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	419,100	457,100	516,500
28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	420,700	458,300	517,700
29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	422,300	459,300	518,700
30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	423,600	460,000	519,600
31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	424,900	460,800	520,500
32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	426,100	461,500	521,400
33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	427,300	462,200	522,200
34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	428,600	463,000	523,100
35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	429,900	463,700	523,800
36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	431,100	464,300	524,300
37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	432,300	464,800	525,000
38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	433,100	465,400	525,600
39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	433,900	466,000	526,400
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	434,700	466,600	527,000
41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	435,300	467,100	527,500
42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	436,000	467,600	
43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	436,700	468,000	
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	437,400	468,300	
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	438,200	468,600	
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	439,000		
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	439,400		
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	440,100		

	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	440,600		
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	441,000		
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	441,400		
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	441,800		
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	442,200		
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	442,600		
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	443,000		
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	443,300		
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	443,600		
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	444,000		
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	444,300		
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	444,600		
	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	444,900		
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300			
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600			
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900			
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200			
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500			
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800			
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100			
	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300			
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600			
	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900			
	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200			
	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400			
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700			
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000			
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300			
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500			
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800			
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100			

80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400			
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600			
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900			
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200			
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500			
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700			
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500				
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800				
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000				
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200				
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500				
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800				
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000				
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200				
94	300,600	324,200	350,600	384,200						
95	301,700	325,600	352,100	384,800						
96	303,000	326,900	353,600	385,300						
97	304,100	328,100	354,900	385,700						
98	305,300	329,400	356,100	386,100						
99	306,500	330,700	357,200	386,700						
100	307,700	332,000	358,400	387,200						
101	308,900	333,400	359,500	387,600						
102	309,900	334,300	360,600	388,100						
103	311,000	335,400	361,700	388,700						
104	312,000	336,600	362,900	389,200						
105	312,800	337,700	364,100	389,500						
106	313,400	338,800	364,600	389,900						
107	314,000	339,800	365,200	390,400						
108	314,700	340,900	365,800	390,700						
109	315,200	342,100	366,400	391,000						

110	315,700	343,100	366,900	391,500					
111	316,200	344,100	367,400	392,000					
112	316,800	345,000	367,900	392,500					
113	317,600	345,900	368,300	392,800					
114	318,300	346,800	368,700	393,300					
115	319,000	347,800	369,300	393,800					
116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600					
118	321,100	350,300	370,700	395,100					
119	321,800	350,900	371,300	395,600					
120	322,600	351,500	371,800	396,100					
121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						

	141		359,800	380,900							
	142		360,300								
	143		360,800								
	144		361,300								
	145		361,600								
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、消防官に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

職員の 区分	等級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100

19	312,900	389,500	444,000	510,100
20	316,500	392,100	446,400	512,100
21	320,100	394,900	447,900	513,900
22	323,800	397,200	450,300	515,700
23	327,300	399,700	452,600	517,600
24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		

	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第5（第4条関係）

福祉保健職給料表

職員の 区分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100

6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100
7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300
8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500
9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400
10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600
11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600
12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800
13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600
14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600
15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600
16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600
17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300
18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300
19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100
20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000
21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900
22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800
23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800
24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700
25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700
26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600
27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600
28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600
29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100
30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900
31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700
32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300
33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100
34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500
35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000
36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600
37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000
38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200
39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400

40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500
41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600
42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800
43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000
44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100
45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800
46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500
47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200
48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900
49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500
50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100
51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600
52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000
53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400
54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700
55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000
56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300
57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600
58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900
59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200
60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500
61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800
62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100
63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400
64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700
65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000
66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300
67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600
68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900
69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100
70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400
71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700
72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000

	73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200
	74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500
	75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800
	76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200
	78	251,000	315,700	341,400	386,000	408,500
	79	252,000	316,400	341,900	386,500	408,800
	80	253,000	317,100	342,300	387,100	409,000
	81	253,900	317,400	342,500	387,600	409,200
	82	254,600	317,700	342,800	388,000	
	83	255,600	318,300	343,300	388,400	
	84	256,600	318,600	343,700	388,800	
	85	257,200	319,000	344,000	389,000	
	86	258,000	319,300	344,300	389,200	
	87	258,700	319,700	344,800	389,500	
	88	259,600	320,000	345,200	389,800	
	89	260,200	320,500	345,500	390,000	
	90	261,000	320,900	345,900	390,300	
	91	261,800	321,200	346,300	390,600	
	92	262,600	321,500	346,500	390,800	
	93	263,000	322,000	346,800	391,000	
	94	263,700	322,400		391,300	
	95	264,200	322,600		391,600	
96	264,900	323,000		391,800		
97	265,600	323,400		392,000		
98	266,300	323,800				
99	267,000	324,200				
100	267,700	324,600				
101	268,200	324,800				
102	268,700	325,100				
103	269,100	325,400				
104	269,600	325,700				
105	269,800	326,100				
106	270,000	326,300				

107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			
134	278,900			
135	279,300			
136	279,600			
137	279,800			
138	280,100			
139	280,400			
140	280,700			

	141	280,900				
	142	281,100				
	143	281,300				
	144	281,600				
	145	282,000				
	146	282,200				
	147	282,500				
	148	282,800				
	149	283,100				
	150	283,300				
	151	283,600				
	152	283,800				
	153	284,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

備考 この表は、保育士、保健師、薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第6 削除

別表第6の2ク再任用職員給料表等級別基準職務表を削る。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「以内で給料、」を「以下の期間、その発令の日に受ける給料及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(和歌山市職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 和歌山市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(降給の種類)

第3条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の等級を同一の給料表の下位の等級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の等級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する等級より同一の給料表の下位の等級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

第8条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(受診命令に従う義務)

第10条 職員は、第4条第1号イ及び第6条第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

（降格の事由）

第4条 任命権者は、職員が降任により現に属する等級より同一の給料表の下位の等級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

（1）次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその等級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその等級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

（2）職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する等級の職の数に不足が生じた場合

（降号の事由）

第5条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その等級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附則に次の2項を加える。

3 和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに和歌山市職員給与条例附則第3項の規定による降給とする」とする。

4 第6条第2項の規定は、和歌山市職員給与条例附則第3項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第5条 和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第5条及び」を「第5条又は」に改める。

第19条の5の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改め、同条中「第4条の3」の次に「第5条の2」を加え、「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員及び再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改める。

（和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員若しくは」を「職員及び」に改め、「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法

律第110号) 第18条第1項の規定により採用された職員」を削る。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「(以下)の次に「この項及び第5項において」を加える。

第11条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「あつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「あつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「あつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「あつては」を「には」に改める。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第17項までを削る。

附則第18項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。))又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。))」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第19項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第71号)」を、「電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第87号)」を、「国家公務員等退職手当法」の次に「(昭和28年法律第182号)」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第20項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。))」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第21項を附則第6項とする。

附則第22項中「附則第11条」を「附則第13条」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第23項中「まで」の次に「及び附則第17項から第25項まで」を加え、「附則第23項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第24項中「第5条の2」の次に「及び附則第20項」を加え、同項を附則第9項とする。

附則第25項中「又は第5条の4」を「、第5条の4又は附則第18項」に、「附則第23項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第26項を削る。

附則第27項を附則第11項とし、附則第28項を附則第12項とし、附則第29項を附則第13項とする。

附則第30項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第31項を附則第15項とし、附則第32項を附則第16項とし、同項の次に次の9項を加える。

17 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第23号)第1条の規定による改正前の定年条例(以下「令和5年旧職員定年条例」という。))第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の4」とあるのは、「、第5条の4又は附則第17項」とする。

18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳(前項に掲げる職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の4」とあるのは、「、

第5条の4又は附則第18項」とする。

19 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (2) 定年条例第3条ただし書に規定する職員

20 和歌山市職員給与条例附則第3項から第10項までの規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

21 当分の間、第4条第1項第2号並びに第5条第1項第3号及び第5号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第17項及び附則第19項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第17項に掲げる職員にあつては63歳とし、附則第19項第1号に掲げる職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項から第5条の2第1項第2号の項まで並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第17項及び附則第19項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第17項に掲げる職員にあつては63歳とし、附則第19項第1号に掲げる職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

22 当分の間、第4条第1項第2号並びに第5条第1項第3号及び第5号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項から第5条の2第1項第2号の項まで並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第17項及び第19項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第17項に掲げる職員	63歳
附則第19項第1号に掲げる職員	65歳

23 当分の間、第4条第1項第2号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第11条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第11条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第11条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第22項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項から第5条の2第1項第2号の項まで並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第22項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第22項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項から第5条の2第1項第2号の項まで並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているそ

の者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則別表を削る。

（昭和49年和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「以後に新条例」を「以後に和歌山市職員の退職手当に関する条例」に、「又は第5条の4」を「、第5条の4又は附則第17項若しくは第18項」に、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の4まで」の次に「及び附則第17項から第25項まで」を加える。

附則第5項中「以後に新条例」を「以後に和歌山市職員の退職手当に関する条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第20項」を加える。

附則第6項中「新条例第5条又は第5条の4」を「和歌山市職員の退職手当に関する条例第5条、第5条の4又は附則第18項」に改める。

（平成15年和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「附則第23項」を「附則第8項」に改める。

（平成18年和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「、新条例」を「、和歌山市職員の退職手当に関する条例」に、「附則第17項及び附則第23項から第25項まで」を「附則第8項から第10項まで」に改める。

（学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第10条 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第1項中「若しくは別表第6の再任用職員給料表」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例）

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第12条 和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

（3）職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表第5条第10項の項中「とする」を「勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）」に、「に、育児算出率を乗じて得た額とする」を「育児算出率」に改め、同表第12条第2項第2号ただし書の項及び第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第3項の表第12条第2項第2号ただし書の項から第26条の6までの項中「再任用短時間勤務職

員」及び「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第29条の項を削る。

第23条の表中「再任用職員給料表」を削る。

第24条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

附則に次の2項を加える。

3 育児短時間勤務をしている職員に対する和歌山市職員給与条例附則第3項の規定の適用については、同項中「 Γ とする」とあるのは、「 Γ 」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 前項の規定により読み替えられた和歌山市職員給与条例附則第3項の規定の適用を受ける育児短時間勤務をしている職員について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務をしている職員の給料月額とする。

（和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第13条 和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正）

第14条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員及び同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第15条 和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項、同法第22条の5第1項及び第2項」に、「第5条及び」を「第5条並びに」に、「再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改め、同条中「第6条」の次に「、第8条」を加え、「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員及び再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改める。

（和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第16条 和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第7項の表第12条第2項第2号ただし書の項から第26条の5第2項の項までの規定中「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第29条の項を削る。

（和歌山市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第17条 和歌山市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（和歌山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第18条 和歌山市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項を次のように改める。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（和歌山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第19条 和歌山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第20条 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（和歌山市職員の再任用に関する条例の廃止）

第21条 和歌山市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条中和歌山市職員の退職手当に関する条例附則第22項の改正規定及び第30項の改正規定並びに附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（第1条の規定の施行に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（第1条の規定の施行に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該

職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（法第22条の5第1項又は第2項に規定する組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選

考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（第1条の規定の施行に伴う令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（第1条の規定の施行に伴う令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4

項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（第1条の規定の施行に伴う令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（1）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（第1条の規定の施行に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（第1条の規定の施行に伴う令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（第2条の規定の施行に伴う経過措置）

第12条 第2条の規定による改正後の和歌山市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）附則第3項から第10項までの規定は、附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額を、次の給料表を適用する。

等級	給料月額
1級	187,700円
2級	215,200円
3級	255,200円
4級	274,600円
5級	289,700円
6級	315,100円

7級	356,800円
8級	389,900円
9級	441,000円

2 任命権者は、暫定再任用職員を、次の表の右欄に掲げる基準となる職務の内容に基づき、前項に定める給料表のいずれかの等級に決定する。

等級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	事務副主任又は技術副主任の職務
3級	事務主任又は技術主任の職務
4級	事務主査又は技術主査の職務
5級	班長の職務
6級	副課長の職務
7級	課長の職務
8級	部長の職務
9級	局長の職務

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額を、前項の規定により決定された等級に応じた額に、和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第2項第2号及び第17条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第26条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第26条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第5条第2項から第9項まで、第9条から第11条まで、第11条の2第3項、第11条の3及び第11条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条 前2条に定めるもののほか、新給与条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（第5条の規定の施行に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員については、第5条の規定による改正後の和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の3、第5条の2及び第14条から第17条までの規定は適用しない。

（第6条の規定の施行に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の和歌山市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

（第12条の規定の施行に伴う経過措置）

第17条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する附則第13条第1項の規定の適用については、同項中「適用する」とあるのは、「適用する。この場合において、次項の規定により当該暫定再任用職員の属する等級に応じた額に、和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

（第13条の規定の施行に伴う経過措置）

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（第15条の規定の施行に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用職員については、第15条の規定による改正後の和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第6条、第8条及び第16条の規定は適用しない。

（令和4年10月11日揭示済）

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第24号

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（令和4年10月11日揭示済）

和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第25号

和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

和歌山市特定公共賃貸住宅条例（平成8年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号」を「省令第1条第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する同居親族等をいう。

第6条中「次に掲げる条件を備える」を「第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号及び第4号に該当する」に改め、同条第1号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第3号及び第4号において同じ。）」を「同居親族等」に改め、同条第3号及び第4号中「親族」を「者」に改める。

第12条第5項中「第25条」を「第23条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に入居者として決定がされる者に係る資格について適用し、同日前に入居者として決定がされた者に係る資格については、なお従前の例による。
(令和4年10月11日揭示済)

【 規 則 】

職員の定年等に関する条例施行規則を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第47号

職員の定年等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の定年に関する条例（昭和59年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年に達している者の任用の制限)

第2条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第32号）第8条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となっているものに就き、引き続いてこれらの職に就いているもの（これらの職のうち1の職から他の職に1回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該職に係る定年退職日（条例第2条に規定する定年退職日をいう。次項及び次条において同じ。）以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 勤務延長（条例第4条第1項の規定により引き続き勤務させることをいい、同条第2項の規定により延長された場合を含む。以下この号において同じ。）の対象となった職員を、条例等の改廃による組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合

(2) 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り臨時的に置かれる職に転任する場合
(定年に係る職員への周知)

第3条 任命権者は、部内の職員に係る定年及び定年退職日を適当な方法によって職員に周知させなければならない。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第4条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、条例等の改廃による組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(条例第9条第3項又は第4項の規定による任用)

第5条 条例第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

（定年前再任用）

第6条 条例第12条又は第13条第1項の規定による採用（以下「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 条例第12条に規定する年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意）

第7条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この条において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- （1）定年前再任用を行う職に係る職務内容
- （2）定年前再任用を行う日
- （3）定年前再任用に係る勤務地
- （4）定年前再任用をされた場合の給与
- （5）定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- （6）前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第2条 第7条の規定による定年前再任用の手続及び附則第8条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行う時期）

第3条 条例附則第6項に規定する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、同項に規定する期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

（情報の提供）

第4条 条例附則第6項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号。以下「改正条例」という。）による改正前の条例（第6条において「旧条例」という。）第3条第1項第2号に規定する職員にあっては年齢63年）（以下「年齢60年等」という。）に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

- （1）法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
- （2）改正条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）第12条及び第13条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条第2項第3号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任用に関する情報
- （3）和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）附則第3項から第10項までの規定による年齢60年等に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
- （4）和歌山市職員の退職手当に関する条例附則第17項から第20項までの規定による当該職員が年齢60年等に達した日から条例第3条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に条例第2条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
- （5）前各号に掲げるもののほか、条例附則第6項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

（勤務の意思の確認）

第5条 任命権者は、条例附則第6項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

2 勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年等に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他任命権者が必要と認める事項

（改正条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員）

第6条 改正条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（改正条例附則第2条第2項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に条例等の改廃による組織の変更等により名称が変更された職

2 改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（暫定再任用）

第7条 改正条例附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用（以下「暫定再任用」という。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項）

第8条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用に係る勤務地
- (4) 暫定再任用をされた場合の給与
- (5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

（改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第9条 改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に条例等の改廃による組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

（令和4年10月11日揭示済）

和歌山市職員給与条例附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料に関する規則を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第48号

和歌山市職員給与条例附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。）附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号。以下「定年条例」という。）第6条に規定する管理監督職をいう。
- （2）異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- （3）特例任用後降任等職員 定年条例第8条に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。以下同じ。）をされた職員であって、給与条例附則第5項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- （4）特定日 給与条例附則第3項に規定する特定日をいう。
- （5）降格 和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年規則第3号。以下「初任給規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- （6）初任給基準異動 給与条例第4条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第6に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- （7）給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- （8）降号 初任給規則第2条第3号の2に規定する降号をいう。
- （9）上限額 給与条例第5条第1項の規定により職員が属する等級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第35号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。
- （10）その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその等級及び号給をいう。

（給与条例附則第5項の規則で定める職員）

第3条 給与条例附則第5項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- （1）他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第7項の規定による給料の支給）

第4条 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額（第4号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（次号及び第5号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日以後に給料表異動等をした職員であつて、当該給料表異動等後に適用される給料表に異動日の前日に適用されていた給料表の等級に相当する等級がないもの 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第5号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(5) 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額

(6) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する職員であつて同項第6号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する職員で

あるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額、同項第1号から第4号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例附則第7項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第7項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額（第4号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（次号及び第5号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員であつて、当該給料表異動等後に適用される給料表に仮定異動期間末日の前日に適用されていた給料表の等級に相当する等級がないもの 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（初任給規則第19条第3項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第5号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する

給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(5) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員市長の定める額

(6) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する職員であって、第6号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第4号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の等級より下位の等級となる場合のもの及び当該給料表異動後に適用される給料表に降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日に適用されていた給料表の等級に相当する等級がない場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額（給料表異動後に適用される給料表に降任等相当転任日の前日に適用されていた給料表の等級に相当する等級がない職員にあっては、降任等相当転任日の前日に当該職員が受けていた給料月額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上

- 100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - (4) 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員
- 第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 降任等相当給料表異動後に適用される給料表に仮定異動期間末日の前日に適用されていた給料表の等級に相当する等級がない職員 降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（初任給規則第19条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任（以下「他の職への昇任等」という。）をされる日の前日までの間において、降格（初任給規則第19条第3項の規定によるものに限る。）をされた職員、給料表異動により当該給料表異動後の職員の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の等級より下位の等級となった職員又は当該給料表異動後に適用される給料表に仮定異動期間末日の前日に適用されていた給料表の等級に相当する等級がない職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から他の職への昇任等をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の等級より下位の等級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日から他の職への昇任等をされる日の前日までの間、市長の定める額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。
 - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から他の職への昇任等をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした職員

- (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の等級より下位の等級となる場合のものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（初任給規則第19条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員（人事交流等職員に対する給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第10条 初任給規則第17条第1項に規定する機関に勤務する者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第3項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例等の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第17条第1項に規定する機関に勤務する者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員（異動期間の末日を経過して定年条例第8条第2号に規定する降任等をした職員に対する給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第11条 定年条例第8条第2号に規定する降任等をした職員（以下この条において「第1項職員」という。）であって、当該降任等をした日（以下この条において「第1項異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、第1項異動日に給与条例附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「第1項異動日給料月額」という。）が第1項異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（当該額とした場合に部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは市長の定める額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、第1項異動日以後、第11条基礎給料月額と第1項異動日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合におけるこれらの規定の適用については、同項中「第11条基礎給料月額と第1項異動日給料月額との差額」とあるのは「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項異動日の前日又は第1項異動日の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第11条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について第1項異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項職員であって、第1項異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1) 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務したことがある職員

(2) 第1項異動日以後に給料表異動等をした職員

(3) 第1項異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 第1項異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員
(この規則により難い場合の措置)

第12条 給与条例附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の支給に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年10月11日揭示済)

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。
令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第49号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(和歌山市職員給与条例施行規則の一部改正)

第1条 和歌山市職員給与条例施行規則（昭和26年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第5条第11項」を「第5条第10項」に改め、「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第28条第1号中「再任用職員（条例第5条第7項に規定する再任用職員をいう。次号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（和歌山市職員等旅費支給条例施行規則の一部改正）

第2条 和歌山市職員等旅費支給条例施行規則（昭和28年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第1条の2関係）

行政職給料表の各級に相当する等級（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

相当する等級	教育職給料表（1）	教育職給料表（2）	教育職給料表（3）	消防職給料表	医療職給料表	福祉保健職給料表	特定任期付職員給料表	任期付職員給料表	その他
9級				10級	4級		7号給 6号給	11級	特別職給与条例（昭和26年条例第19号）第2条第6号に規定する市長の専任の秘書
8級	4級			9級	3級		5号給	10級	
7級	3級	3級（課長級に限る。）	3級（園長級に限る。）	8級	2級		4号給	9級	
6級	2級65号給以上	3級	3級2級73号給以上	7級	1級（副課長級に限る。）	5級	3号給	8級	
5級	2級53号給以上 64号給以下	2級（班長級に限る。）	2級61号給以上 72号給以下	6級	1級	4級	2号給 1号給	7級	
4級	2級37号給以上 52号給以下	2級（主査級に限る。）	2級45号給以上 60号給以下	5級		3級（主査級に限る。）		6級	
3級以下	2級36号給以下 1級	2級 1級	2級44号給以下 1級	4級以下		3級 2級以下		5級以下	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第1条の2関係）

定年前再任用短時間勤務職員の行政職給料表の各級に相当する等級

相当する等級	教育職給料表（1）	教育職給料表（2）	教育職給料表（3）	消防職給料表	医療職給料表	福祉保健職給料表
9級				10級	4級	
8級	4級			9級	3級	
7級	3級	3級（課長級に限る。）	3級（園長級に限る。）	8級	2級	

6級		3級	3級	7級	1級 (副課長級に限る。)	5級
5級				6級	1級	4級
4級				5級		3級 (主査級に限る。)
3級以下	2級以下	2級以下	2級以下	4級以下		3級 2級以下

(和歌山市職員管理職手当支給規則の一部改正)

第3条 和歌山市職員管理職手当支給規則（昭和32年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び別表第2」を「から別表第4まで」に改め、同条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「のとおり」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2を別表第3とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第4（第2条関係）

職員の範囲	手当額
高等学校に勤務する校長	71,300円
高等学校に勤務する教頭及び幼稚園に勤務する園長	57,900円
幼稚園に勤務する教頭	42,400円

備考 この表は定年前再任用短時間勤務職員であって、高等学校に勤務する校長及び教員並びに幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。

別表第1備考中「別表第2」の次に「から別表第4まで」を加え、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第1条関係）

職員の範囲		手当額	
局長級	理事並びに管理及び監督の職務を行う職員	108,000円	
	管理の職務を行う職員	86,300円	
部長級	管理及び監督の職務を行う職員	(1) (2) 以外の職員	86,300円
		(2) 出納室長、議会事務局副局長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び農業委員会事務局長	71,300円
	管理の職務を行う職員	63,300円	
課長級	管理及び監督の職務を行う職員で、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が定めるもの	59,600円	
	管理及び監督の職務を行う職員	57,900円	
	管理の職務を行う職員	42,400円	
副課長級	管理及び監督の職務を行う職員	42,400円	
	管理の職務を行う職員	34,100円	

備考 この表は、定年前再任用短時間勤務職員に適用する。

（和歌山市職員の住居手当に関する規則の一部改正）

第4条 和歌山市職員の住居手当に関する規則（昭和50年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

（学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第5条 学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年規則第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（給与条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員にあつては、その額）を削り、「額）」を「額）」に改め、同号ア中「9級及び8級」を「4級」に改め、同号イ中「7級」を「3級」に改め、同号ウ中「6級から2級まで」を「2級」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、当分の間、同項第1号及び第2号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（和歌山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第6条 和歌山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「及び別表第2」を「から別表第4まで」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第5」に改める。

第2条第1項中「別表第4及び別表第5」を「別表第6から別表第9まで」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第1条第1項及び第2条第1項の規定の適用については、当分の間、第1条第1項及び第2条第1項中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1備考中「別表第2」の次に「から別表第4まで」を加える。

別表第5を別表第8とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第9（第2条関係）

職員の範囲	手当額
高等学校に勤務する校長	3,800円
高等学校に勤務する教頭及び幼稚園に勤務する園長	3,500円
幼稚園に勤務する教頭	2,500円

備考 この表は定年前再任用短時間勤務職員であつて、高等学校に勤務する校長及び教員並びに幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。

別表第4備考中「別表第5」を「別表第7から別表第9まで」に改め、同表を別表第6とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第7（第2条関係）

職員の範囲		手当額
局長級	理事並びに管理及び監督の職務を行う職員	5,500円
	管理の職務を行う職員	4,500円
部長級	管理及び監督の職務を行う職員	(1) (2) 以外の職員 4,500円
		(2) 出納室長、議会議務局副局長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び農業委員会事務局長 3,800円

	管理の職務を行う職員	3,500円
課長級	管理及び監督の職務を行う職員で、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が定めるもの	3,500円
	管理及び監督の職務を行う職員	3,500円
	管理の職務を行う職員	2,500円
副課長級	管理及び監督の職務を行う職員	2,500円
	管理の職務を行う職員	1,500円

備考 この表は、定年前再任用短時間勤務職員に適用する。

別表第3を別表第5とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第4（第1条関係）

職員の範囲		手当額
高等学校に勤務する校長		7,500円
高等学校に勤務する教頭及び幼稚園に勤務する園長		7,000円
幼稚園に勤務する教頭		5,000円

備考 この表は定年前再任用短時間勤務職員であつて、高等学校に勤務する校長及び教員並びに幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。

別表第2を別表第3とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第2（第1条関係）

職員の範囲		手当額	
局長級	理事並びに管理及び監督の職務を行う職員	11,000円	
	管理の職務を行う職員	9,000円	
部長級	管理及び監督の職務を行う職員	(1) (2) 以外の職員	9,000円
		(2) 出納室長、議会事務局副局長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び農業委員会事務局長	7,500円
	管理の職務を行う職員	7,000円	
課長級	管理及び監督の職務を行う職員で、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が定めるもの	7,000円	
	管理及び監督の職務を行う職員	7,000円	
	管理の職務を行う職員	5,000円	
副課長級	管理及び監督の職務を行う職員	5,000円	
	管理の職務を行う職員	3,000円	

備考 この表は、定年前再任用短時間勤務職員に適用する。

(市長事務部局の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第7条 市長事務部局の職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成6年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）、第4条第1項及び第7条（見出しを含む。）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成6年規則第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第16条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(和歌山市職員通勤手当支給規則の一部改正)

第9条 和歌山市職員通勤手当支給規則（平成16年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第14条第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

（和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第10条 和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 降号 職員の号給を同一の等級の下位の号給に変更することをいう。

第18条第3項を次のように改める。

3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前2項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第19条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

第19条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第19条第4項を削り、同条を第19条の2とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（降格）

第19条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する等級を下位の等級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその等級より下位の等級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第24条第5項中「別表第7の2の左欄」を「別表第7の3の左欄」に改める。

第31条の次に次の1条を加える。

（降号）

第31条の2 和歌山市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第37号）第5条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する等級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

別表第7の2を別表第7の3とし、別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2（第19条の2関係） 降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20

5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45
36	80	52	52	44	44	85	61	45
37	82	53	53	45	45	85	61	45
38	84	54	54	46	46	85	61	45
39	86	55	55	47	47	85	61	45
40	88	56	56	48	48	85	61	45
41	90	58	57	49	50	85	61	45
42	92	60	58	50	52	85	61	
43	93	62	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		

50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						

95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 教育職給料表（1）降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51

12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	65
26	46	78	66
27	47	79	67
28	48	80	68
29	50	81	69
30	52	82	70
31	54	83	71
32	56	84	72
33	58	85	74
34	60	86	76
35	62	87	77
36	64	88	77
37	66	89	77
38	68	90	
39	70	91	
40	72	92	
41	74	93	
42	76	94	
43	78	95	
44	80	96	
45	81	97	
46	82	98	
47	83	99	
48	84	100	
49	86	102	
50	88	104	
51	90	106	
52	92	108	
53	95	110	
54	98	112	
55	101	114	
56	104	116	

57	107	123	
58	110	130	
59	113	142	
60	116	145	
61	121	145	
62	126	145	
63	131	145	
64	136	145	
65	141	145	
66	146	145	
67	151	145	
68	153	145	
69	153	145	
70	153	145	
71	153	145	
72	153	145	
73	153	145	
74	153	145	
75	153	145	
76	153	145	
77	153	145	
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		

102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

ウ 教育職給料表（2）降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給	
	1級	2級
1	9	49
2	10	50
3	10	51
4	11	52
5	12	53
6	13	54
7	14	55
8	15	56
9	16	57
10	17	58
11	18	59
12	19	60
13	20	61
14	21	62
15	23	63
16	24	64
17	25	65
18	26	66
19	27	67
20	28	68
21	29	69
22	30	70
23	31	71
24	32	72
25	33	73
26	34	74
27	35	75
28	36	76
29	37	77
30	38	78
31	39	79
32	40	80
33	41	81
34	42	82
35	43	83
36	44	84
37	45	85
38	46	86
39	47	87
40	48	88
41	50	89
42	52	90
43	54	91

44	56	92
45	59	93
46	62	94
47	65	95
48	68	96
49	69	97
50	70	98
51	71	99
52	72	100
53	74	101
54	76	102
55	78	103
56	80	104
57	82	105
58	84	106
59	86	107
60	88	108
61	91	110
62	94	112
63	97	114
64	100	116
65	107	117
66	114	118
67	121	119
68	125	120
69	125	122
70	125	124
71	125	126
72	125	128
73	125	130
74	125	150
75	125	155
76	125	157
77	125	157
78	125	157
79	125	157
80	125	157
81	125	157
82	125	157
83	125	157
84	125	157
85	125	157
86	125	157
87	125	157
88	125	157

89	125	157
90	125	157
91	125	157
92	125	157
93	125	157
94	125	
95	125	
96	125	
97	125	
98	125	
99	125	
100	125	
101	125	
102	125	
103	125	
104	125	
105	125	
106	125	
107	125	
108	125	
109	125	
110	125	
111	125	
112	125	
113	125	
114	125	
115	125	
116	125	
117	125	
118	125	
119	125	
120	125	
121	125	
122	125	
123	125	
124	125	
125	125	
126	125	
127	125	
128	125	
129	125	
130	125	
131	125	
132	125	
133	125	

134	125	
135	125	
136	125	
137	125	
138	125	
139	125	
140	125	
141	125	
142	125	
143	125	
144	125	
145	125	
146	125	
147	125	
148	125	
149	125	
150	125	
151	125	
152	125	
153	125	
154	125	
155	125	
156	125	
157	125	

エ 教育職給料表（3）降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給	
	1級	2級
1	9	45
2	10	46
3	11	47
4	12	48
5	13	49
6	14	50
7	15	51
8	16	52
9	17	53
10	18	54
11	19	55
12	20	56
13	21	57
14	22	58
15	23	59
16	24	60
17	25	61
18	26	62

19	27	63
20	28	64
21	29	65
22	30	66
23	31	67
24	32	68
25	33	69
26	34	70
27	35	71
28	36	72
29	37	73
30	38	74
31	39	75
32	40	76
33	41	77
34	42	78
35	43	79
36	44	80
37	45	81
38	46	82
39	47	83
40	48	84
41	50	85
42	52	86
43	54	87
44	56	88
45	59	90
46	62	92
47	65	94
48	68	96
49	69	97
50	70	98
51	71	99
52	72	100
53	74	102
54	76	104
55	78	106
56	80	108
57	82	109
58	84	110
59	86	111
60	88	112
61	91	114
62	94	116
63	97	118

64	100	120
65	107	122
66	114	124
67	121	126
68	125	128
69	125	130
70	125	150
71	125	155
72	125	157
73	125	157
74	125	157
75	125	157
76	125	157
77	125	157
78	125	157
79	125	157
80	125	157
81	125	157
82	125	157
83	125	157
84	125	157
85	125	157
86	125	157
87	125	157
88	125	157
89	125	157
90	125	157
91	125	157
92	125	157
93	125	157
94	125	157
95	125	157
96	125	157
97	125	157
98	125	157
99	125	157
100	125	157
101	125	157
102	125	157
103	125	157
104	125	157
105	125	157
106	125	157
107	125	157
108	125	157

109	125	157
110	125	157
111	125	157
112	125	157
113	125	157
114	125	157
115	125	157
116	125	157
117	125	157
118	125	157
119	125	157
120	125	157
121	125	157
122	125	157
123	125	157
124	125	157
125	125	157
126		157
127		157
128		157
129		157
130		157
131		157
132		157
133		157
134		157
135		157
136		157
137		157
138		157
139		157
140		157
141		157
142		157
143		157
144		157
145		157
146		157
147		157
148		157
149		157
150		157
151		157
152		157
153		157

154		157
155		157
156		157
157		157

オ 消防職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	9	13	17	25	9	9	1	13	17
2	10	13	18	26	10	10	2	14	18
3	10	13	19	27	11	11	3	15	19
4	11	14	20	28	12	12	4	16	20
5	12	15	21	29	13	13	5	17	21
6	13	16	22	30	14	14	6	18	22
7	14	17	23	31	15	15	7	19	23
8	15	18	24	32	16	16	8	20	24
9	16	19	25	33	17	17	9	21	25
10	17	20	26	34	18	18	10	22	26
11	18	21	27	35	19	19	11	23	27
12	19	22	28	36	20	20	12	24	28
13	20	23	29	37	21	21	13	25	33
14	21	25	30	38	22	22	14	26	38
15	22	26	31	39	23	23	15	27	43
16	23	27	32	40	24	24	16	28	45
17	24	28	33	41	25	25	17	29	45
18	25	29	34	42	26	26	18	30	45
19	26	30	35	43	27	27	19	31	45
20	27	31	36	44	28	28	20	32	45
21	28	32	37	45	29	29	21	33	45
22	29	33	38	46	30	30	22	34	45
23	30	35	39	47	31	31	23	35	45
24	31	36	40	48	32	32	24	36	45
25	32	37	41	49	33	33	25	38	45
26	33	38	42	50	34	34	26	40	45
27	34	39	43	51	35	35	27	42	45
28	35	40	44	52	36	36	28	47	45
29	37	41	45	53	37	37	29	52	45
30	37	42	46	54	38	38	30	57	45
31	38	43	47	55	39	39	31	61	45
32	39	44	48	56	40	40	32	61	45
33	40	45	49	57	41	41	33	61	45
34	42	46	50	58	42	42	34	61	45
35	43	47	51	59	43	43	35	61	45
36	44	48	52	60	44	44	36	61	45
37	45	49	53	61	45	45	37	61	45

38	46	50	54	62	46	46	38	61	45
39	47	51	55	63	47	47	39	61	45
40	48	52	56	64	48	48	40	61	45
41	49	53	57	65	49	49	41	61	45
42	50	54	58	66	50	50	41	61	
43	51	55	59	67	51	51	41	61	
44	52	56	60	68	52	52	41	61	
45	53	57	61	70	53	53	41	61	
46	54	58	62	72	54	54	42		
47	55	59	63	74	55	55	43		
48	56	60	64	76	56	56	44		
49	57	60	65	77	57	59	45		
50	58	61	66	78	58	62	46		
51	59	63	67	79	59	65	47		
52	60	64	68	80	60	75	48		
53	61	65	69	81	61	87	49		
54	62	66	70	82	62	90	50		
55	63	67	71	83	63	93	51		
56	64	68	72	84	64	93	52		
57	65	69	73	86	65	93	53		
58	66	70	74	88	66	93	54		
59	67	71	75	90	67	93	55		
60	68	72	76	92	68	93	56		
61	69	73	77	95	69	93	85		
62	70	74	78	98	70	93			
63	71	75	79	101	71	93			
64	72	76	80	104	72	93			
65	73	77	81	105	73	93			
66	74	78	82	106	74	93			
67	75	79	83	107	75	93			
68	76	80	84	116	78	93			
69	77	81	86	125	79	93			
70	78	82	88	125	80	93			
71	79	83	90	125	81	93			
72	80	84	92	125	82	93			
73	81	85	93	125	83	93			
74	82	86	94	125	84	93			
75	83	87	95	125	85	93			
76	84	88	96	125	86	93			
77	86	89	97	125	87	93			
78	88	90	98	125	88	93			
79	90	91	99	125	89	93			
80	92	92	100	125	90	93			
81	93	93	101	125	91	93			
82	94	94	102	125	92	93			

83	95	95	103	125	93	93			
84	96	96	104	125	93	93			
85	97	97	105	125	93	93			
86	98	98	106	125	93				
87	99	99	107	125	93				
88	100	100	108	125	93				
89	101	102	110	125	93				
90	102	104	112	125	93				
91	103	106	114	125	93				
92	104	108	116	125	93				
93	106	109	118	125	93				
94	108	110	120						
95	110	111	122						
96	112	112	132						
97	114	113	137						
98	116	114	138						
99	118	115	139						
100	120	116	141						
101	122	119	141						
102	124	122	141						
103	125	125	141						
104	125	128	141						
105	125	131	141						
106	125	134	141						
107	125	137	141						
108	125	140	141						
109	125	142	141						
110	125	144	141						
111	125	145	141						
112	125	145	141						
113	125	145	141						
114	125	145	141						
115	125	145	141						
116	125	145	141						
117	125	145	141						
118	125	145	141						
119	125	145	141						
120	125	145	141						
121	125	145	141						
122	125	145	141						
123	125	145	141						
124	125	145	141						
125	125	145	141						
126	125	145							
127	125	145							

128	125	145							
129	125	145							
130	125	145							
131	125	145							
132	125	145							
133	125	145							
134	125	145							
135	125	145							
136	125	145							
137	125	145							
138	125	145							
139	125	145							
140	125	145							
141	125	145							
142	125								
143	125								
144	125								
145	125								

カ 医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47

24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	50	43	51
28	52	44	52
29	56	45	53
30	60	46	54
31	64	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	

69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

キ 福祉保健職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	25	9	17
2	26	26	10	18
3	27	27	11	19
4	28	28	12	20
5	29	29	13	21
6	30	30	14	22
7	31	31	15	23
8	32	32	16	24
9	33	33	17	25
10	34	34	18	26
11	35	35	19	27
12	36	36	20	28

13	37	37	21	29
14	38	38	22	30
15	39	39	23	31
16	40	40	24	32
17	41	41	25	33
18	42	42	26	34
19	43	43	27	35
20	44	44	28	36
21	46	45	29	37
22	48	46	30	38
23	50	47	31	39
24	52	48	32	40
25	53	49	33	41
26	54	50	34	42
27	55	51	35	43
28	56	52	36	44
29	58	53	37	45
30	60	54	38	46
31	62	55	39	47
32	64	56	40	48
33	66	57	42	49
34	68	58	44	50
35	70	59	46	51
36	72	60	48	52
37	73	61	49	53
38	74	62	50	54
39	75	63	51	55
40	76	64	52	56
41	78	65	55	58
42	80	66	58	60
43	82	67	61	62
44	84	68	64	64
45	85	69	69	66
46	86	70	74	68
47	87	71	81	70
48	88	72	88	72
49	91	73	93	74
50	94	74	93	84
51	97	75	93	97
52	100	76	93	97
53	103	77	93	97
54	106	78	93	97
55	109	79	93	97
56	112	80	93	97
57	117	82	93	97

58	122	84	93	97
59	127	86	93	97
60	132	88	93	97
61	139	90	93	97
62	146	92	93	97
63	153	94	93	97
64	153	96	93	97
65	153	98	93	97
66	153	100	93	97
67	153	102	93	97
68	153	121	93	97
69	153	121	93	97
70	153	121	93	97
71	153	121	93	97
72	153	121	93	97
73	153	121	93	97
74	153	121	93	97
75	153	121	93	97
76	153	121	93	97
77	153	121	93	97
78	153	121	93	97
79	153	121	93	97
80	153	121	93	97
81	153	121	93	97
82	153	121	93	
83	153	121	93	
84	153	121	93	
85	153	121	93	
86	153	121	93	
87	153	121	93	
88	153	121	93	
89	153	121	93	
90	153	121	93	
91	153	121	93	
92	153	121	93	
93	153	121	93	
94	153		93	
95	153		93	
96	153		93	
97	153		93	
98	153			
99	153			
100	153			
101	153			
102	153			

103	153			
104	153			
105	153			
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			

（和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正）

第11条 和歌山市技能労務職員の給与に関する規則（平成17年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「別表第7）」の次に「及び技能労務職給料表降格時号給対応表（別表第7の2）」を加え、同条第4項中「（職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号）第3条の規定によりその定年を年齢60年と定められた職員にあつては、55歳）」を削る。

第5条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用職員及び」を削り、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「再任用職員及び」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、技能労務職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第3条の2の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する等級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の2項を加える。

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が63歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する等級及び同条第2項から第4項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項に規定するもののほか、職員が63歳に達した日後における当該職員の給料月額については、一般職の職員の例による。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000

	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
定年前	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000

再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	213,300	253,100	282,500	311,300	358,900
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	359,400
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	359,900
	73	214,200	254,100	284,800	312,600	360,200
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	360,700
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	361,200
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	361,700
	77	215,900	255,800	287,700	314,200	362,100
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	362,600
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	363,100
	80	217,600	257,200	289,100	315,100	363,600
	81	218,300	257,500	289,500	315,400	364,000
	82	218,600	257,800	289,900	315,700	364,500
	83	219,200	258,100	290,400	316,000	365,000
	84	219,900	258,400	290,900	316,300	365,500
	85	220,500	258,600	291,300	316,500	365,900
	86	220,900	258,800	291,900	316,900	366,400
	87	221,300	259,100	292,500	317,200	366,900
	88	222,000	259,400	293,100	317,400	367,400
	89	222,500	259,600	293,400	317,600	367,800
	90	223,000	259,800	293,900	317,900	368,300
	91	223,500	260,200	294,400	318,200	368,800
	92	223,900	260,400	294,800	318,500	369,300
	93	224,300	260,700	295,200	318,700	369,700
	94	224,700	261,100	295,700	319,000	370,200
	95	225,100	261,400	296,200	319,300	370,700
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	371,200
	97	225,700	261,900	297,000	319,700	371,600
98	226,200	262,200	297,400	320,000		
99	226,700	262,400	297,900	320,300		
100	227,200	262,700	298,400	320,500		
101	227,600	263,000	298,800	320,700		

102	228,100	263,200	299,200
103	228,700	263,500	299,500
104	229,300	263,800	299,800
105	229,700	264,000	300,100
106	230,200	264,200	300,500
107	230,500	264,500	300,900
108	230,900	264,700	301,300
109	231,100	265,000	301,600
110	231,500	265,300	302,000
111	232,000	265,600	302,400
112	232,400	265,800	302,700
113	232,600	266,000	302,900
114	233,100	266,300	303,200
115	233,600	266,500	303,500
116	234,100	266,700	303,700
117	234,400	267,000	303,900
118	234,800	267,300	304,200
119	235,200	267,600	304,500
120	235,600	267,900	304,700
121	236,000	268,100	304,900
122		268,300	305,200
123		268,600	305,500
124		268,900	305,700
125		269,100	305,900
126		269,300	306,200
127		269,600	306,500
128		269,900	306,700
129		270,100	306,900
130		270,300	307,200
131		270,600	307,500
132		270,900	307,700
133		271,100	307,900
134		271,300	
135		271,600	
136		271,900	

	137		272,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

別表第2 削除

別表第4イ技能労務職再任用職員給料表等級別基準職務表を削り、同表ウ技能労務職任期付職員給料表等級別基準職務表を同表イ技能労務職任期付職員給料表等級別基準職務表とする。

別表第4の2イ技能労務職再任用職員給料表を削り、同表ウ技能労務職任期付職員給料表を同表イ技能労務職任期付職員給料表とする。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2（第4条関係） 降格時号給対応表

技能労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60

29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	53	69	101
42	78	54	70	101
43	79	55	71	101
44	80	56	72	101
45	82	58	73	101
46	84	60	74	101
47	86	62	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	70	81	101
54	100	72	82	101
55	102	74	83	101
56	106	76	84	101
57	110	79	85	101
58	114	82	86	101
59	118	85	87	101
60	120	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	101
71	121	137	107	101
72	121	137	108	101
73	121	137	110	101

74	121	137	112	101
75	121	137	114	101
76	121	137	133	101
77	121	137	133	101
78	121	137	133	101
79	121	137	133	101
80	121	137	133	101
81	121	137	133	101
82	121	137	133	101
83	121	137	133	101
84	121	137	133	101
85	121	137	133	101
86	121	137	133	101
87	121	137	133	101
88	121	137	133	101
89	121	137	133	101
90	121	137	133	101
91	121	137	133	101
92	121	137	133	101
93	121	137	133	101
94	121	137	133	101
95	121	137	133	101
96	121	137	133	101
97	121	137	133	101
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		

119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

（職員の互助制度に関する条例施行規則の一部改正）

第12条 職員の互助制度に関する条例施行規則（平成18年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（和歌山市職員の再任用の運用に関する規則の廃止）

第13条 和歌山市職員の再任用の運用に関する規則（平成13年規則第63号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（和歌山市職員給与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

（1）暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第13条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。第6項において同じ。） 令和4年改正条例附則第13条第3項

（2）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。） 令和4年改正条例附則第17条第1項（同条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第13条第1項（和歌山市職員管理職手当支給規則の一部改正に伴う経過措置）

3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の和歌山市職員管理職手当支給規則の規定を適用する。

（学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定を適用する。

（和歌山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の和歌山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の規定を適用する。

（和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

6 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第11条の規定による改正後の和歌山市技能労務職員の給与に関する規則第2条第1号に規定する技能労務職給料表に掲げる基準給料月額のうち、同規則第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する等級に応じた額とする。

7 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与の額及び支給の方法については、和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の適用を受ける職員の例による。

（令和4年10月11日揭示済）

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第50号

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和40年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条第4項に規定する受給期間延長通知書」を「第10条第5項又は第10条の4第4項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第10条第1項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給資格証又は退職票」を「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）」に改め、「受給資格証を」の次に「添えて」を加え、同条第2項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の」に改め、同条第6項中「第1項ただし書」を「前項の規定は、第6項各号に掲げる場合及び第2項ただし書に規定するときにおける第1項の申出に、第1項ただし書」に、「前項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

第10条第5項中「受給期間延長通知書の交付」を「受給期間延長等通知書の交付」に、「速やかに」を「速やかに、」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「又は退職票」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「するとともに、受給資格証又は退職票」を「しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、市長は、受給資格証」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 第2項ただし書に規定するときにおける第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第10条の次に次の3条を加える。

（条例第13条第4項の規則で定める事業）

第10条の2 条例第13条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して30日を経過する日が、条例第13条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

（2）その事業について当該事業を実施する受給資格者が第23条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

（3）その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと市長が認めたもの

（条例第13条第4項の規則で定める職員）

第10条の3 条例第13条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第13条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして市長が認めた職員
(支給の期間の特例の申出)

第10条の4 条例第13条第4項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて市長に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第13条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して2月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 市長は、特例申出をした者が条例第13条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項の規定により準用する第10条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、市長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を市長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第13条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第10条第7項の規定は、特例申出及び前項各号に掲げる場合並びに第3項ただし書に規定するときにおける特例申出に、第10条第1項ただし書の規定は、第1項及び前項各号に掲げる場合に、第10条第3項及び第4項の規定は、第2項ただし書に規定するときにおける特例申出について準用する。

第6号様式中「第10条関係」を「第10条、第10条の4関係」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、

「

③	職業に就くことができない理由	
---	----------------	--

を

「

③	この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 〔	
---	--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

に、

「③の理由」を「③のアの理由」に改め、「職業に就くことができない期間」の次に「又は事業を実施する期間」を、「第10条第1項」の次に「又は第10条の4第1項」を加え、「和歌山市長様」を「(宛先) 和歌山市長」に改め、「㊦」及び「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その」を削る。

第7号様式中「第10条関係」を「第10条、第10条の4関係」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、

受給期間延長の理由	
-----------	--

を

受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 （ ）
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に、

職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
---------------------------	-----------------

「延長後」を「延長等後」に、「第10条第4項」を「第10条第5項又は第10条の4第3項」に改め、回を削り、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「職業に就くことができない」を「申請書を提出する」に、「職業に就くことができない理由が」を「受給期間延長等の理由が」に改める。

第9号様式中

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
----------	--------------------------	-----------------------------	------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

を

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
----------	--------------------------	-----------------------------	------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

に

改め、「回」を削り、「和歌山市長 様」を「(宛先) 和歌山市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。
別表和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の項中「、第6号様式」及び「、第9号様式」を削る。

（令和4年10月11日揭示済）

【 訓 令 】

和歌山市訓令第6号

和歌山市職員の人事異動通知書の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員の人事異動通知書の交付に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市職員の人事異動通知書の交付に関する規程（平成11年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第2条第11号中「再任用」を「定年前再任用」に、「第28条の4第1項及び第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、第7号、第10号、第13号、第25号及び第31号のうち、市長が人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

第3条第6号中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同条第27号中「第8号、第11号、第14号」を「第7号、第10号、第13号」に改め、同号を同条第26号とし、同条中第28号を第27号とし、第29号を第28号とし、第30号を第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

(30) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合

第3条中第49号を第52号とし、第32号から第48号までを3号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の3号を加える。

(32) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長する場合

(33) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(34) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

別記第12号中「再任用を」を「定年前再任用を」に、「再任用する」を「定年前再任用する」に改め、「ただし、法第28条の4第1項の規定により採用する場合には、「週 時間勤務を命ずる」の記入は要しない。

」を削り、別記第13号を削り、別記第14号中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同号を別記第13号とし、別記中第15号を第14号とし、第16号から第36号までを1号ずつ繰り上げ、別記第37号中「第40号」を「第41号」に改め、同号を別記第36号とし、別記中第38号を第37号とし、第39号を第38号とし、第40号を第39号とし、同号の次に次の1号を加える。

(40) 勤務延長職員が昇任し、降任し、又は転任し、勤務延長職員でなくなった場合

「勤務延長されていない職員となった」

別記中第64号を第67号とし、第42号から第63号までを3号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の3号を加える。

(42) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長する場合

「定年条例第9条 の規定により 年 月 日まで異動期間を延長する」

(43) 異動期間の期限を繰り上げる場合

「異動期間の期限を 年 月 日に繰り上げる」

(44) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超え

る管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合
「異動期間を延長されていない職員となった」

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員については、この規程による改正前の和歌山市職員の人事異動通知書の交付に関する規程の再任用の例による。

（令和4年10月11日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第371号

令和4年10月7日市議会定例会において議決された令和4年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

（令和4年10月11日揭示済）

和歌山市告示第372号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により次のとおり告示します。

お心当たりのある方は、和歌山市福祉事務所生活支援第1課まで申し出てください。

令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 本籍及び住所
不詳
- 2 氏名、性別、年齢及び職業
氏名 不詳、性別 男性、年齢 推定50～70歳代、職業 不詳
- 3 体格等
身長 172センチメートル位、体格 中肉、血液型 不詳
- 4 着衣等
着衣 青色半袖シャツ、白色半袖Tシャツ、青色長ズボン、灰色靴下、灰色ボクサーパンツ
その他 黒色ベルト、黒色スニーカー、白色マスク
- 5 所持金品等
所持金 10,735円
- 6 死体の発見日時及び場所
令和4年7月10日
和歌山市加太185番地 南側のり面
- 7 死亡原因
縊死
- 8 死亡日時
令和4年7月9日頃（推定）
- 9 死体の処置
令和4年7月28日和歌山市斎場で火葬し、遺骨は生活支援第1課にて保管しています。

（令和4年10月11日揭示済）

【 公 告 】

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。
令和4年10月6日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年10月4日 和建指第2713号	和歌山市太田 字馬乗免58 番1の一部	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘	5.00m×35.00m 35.00m

（令和4年10月6日揭示済）

和歌山市青少年国際交流センターの指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成24年規則第7号）第2条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年10月7日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 管理施設
和歌山市青少年国際交流センター
- 2 業務内容
和歌山市青少年国際交流センターの管理運営業務
- 3 指定予定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間
- 4 指定申請方法
 - (1) 募集要項の配布期間、場所及び方法
期間 令和4年10月7日（金）から同月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
場所及び方法 和歌山市役所14階 青少年課において配布
上記期間中、和歌山市のホームページからもダウンロード可能
 - (2) 申請書の受付期間、場所及び方法
期間 令和4年10月28日（金）から同年11月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
場所及び方法 和歌山市役所14階 青少年課に直接持参することとし、郵送等は認めない。
（令和4年10月7日揭示済）

和歌山市中之島・黒田・納定の各一部及び中之島の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。
なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和4年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和4年10月11日から同月31日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 和歌山県立体育館大会議室（和歌山市中之島2238番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山県立体育館 大会議室においては令和4年10月11日から同月20日までの間（同月16日を除く。）、9時30分から16時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては同月21日から同月3

1日までの間（同月22日、同月23日、同月29日及び同月30日を除く。）、9時から17時までとする。
（令和4年10月11日揭示済）

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第62号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年10月6日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年10月14日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 在外選挙人名簿から抹消するについて
- (3) 和歌山市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について
- (4) 和歌山市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について
- (5) 和歌山県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- (6) 和歌山県知事選挙における投票所入場券の様式を定めるについて
- (7) 和歌山県知事選挙における登録の移替えをしない期間を定めるについて

（令和4年10月6日揭示済）

【 人事委員会規則 】

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市人事委員会委員長 田中 祥博

和歌山市人事委員会規則第4号

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の任用に関する規則（平成11年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のオ再任用職員給料表を削る。

別表第1のカ企業職給料表を別表第1のオ企業職給料表とする。

別表第1のキ企業職再任用職員給料表を削る。

別表第1の2のア行政職給料表等級別職務分類表5級の項中「支所長」の次に、「（副主任級の支所長を除く。）」を、「連絡所長」の次に「（副主任級の連絡所長を除く。）」を、「児童館長」の次に「環境対策専門員（主査級の環境対策専門員を除く。）」を、「リノベーション推進専門員」の次に「南コミュニケーションセンター長」を加え、同項の前に次のように加える。

1級	主事又は技師の職務	企業誘致専門員	主事級
2級	事務副主任又は技術副主任の職務	支所長、連絡所長	副主任級
3級	事務主任又は技術主任の職務	面接相談専門員、住宅管理専門員	主任級
4級	事務主査又は技術主査の職務	環境対策専門員、面接相談専門員（主任級の面接相談専門員を除く。）、企業誘致専門員（主事級の企業誘致専門員を除く。）	主査級

別表第1の2のア行政職給料表等級別職務分類表6級の項中「少年センター長」の次に「、こども科学館長」を、「こども科学館事務長」の次に「、中央公民館長」を加える。

別表第1の2オ再任用職員給料表等級別職務分類表を削る。

別表第1の2のカ企業職給料表等級別職務分類表5級の項中「技術専門員」の次に「、水道技術専門員」を加え、同項の前に次のように加える。

3級	事務主任又は技術主任の職務	工事施行調査専門員の職務	主任級
----	---------------	--------------	-----

別表第1の2のカ企業職給料表等級別職務分類表6級の項中「技術専門副主幹」の次に「、経営基盤強化専門員」を加え、同表を別表第1の2オ企業職給料表等級別職務分類表とする。

別表第1の2キ企業職再任用職員給料表等級別職務分類表を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和4年10月11日掲示済）

和歌山市職員の苦情処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市人事委員会委員長 田中祥博

和歌山市人事委員会規則第5号

和歌山市職員の苦情処理に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の苦情処理に関する規則（平成17年人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4又は第28条の5の規定に基づく」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による」に改める。

第6条中「作成し、」の次に「毎年、苦情相談の概要を」を加える。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和14年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の第2条第1項の規定の適用については、同項第2号中「又は第22条の5第1項若しくは第2項」とあるのは、「若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

（令和4年10月11日掲示済）

定年前再任用等の選考に用いる情報を定める規則を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市人事委員会委員長 田中祥博

和歌山市人事委員会規則第6号

定年前再任用等の選考に用いる情報を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号。以下「条例」という。）第12条及び第13条第1項並びに職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例23号。以下「改正条例」という。）附則第3条から第6条までの規定に基づき、条例第12条及び第13条第1項の定年前再任用の選考に用いる情報及び改正条例附則第3条から第6条までの暫定再任用の選考に用いる情報に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第2条 定年前再任用の選考に用いる情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- （1）能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第3条 暫定再任用の選考に用いる情報は、改正条例附則第3条から第6条までに規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年10月11日揭示済)

特定管理監督職群を構成する管理監督職を定める規則を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市人事委員会委員長 田 中 祥 博

和歌山市人事委員会規則第7号

特定管理監督職群を構成する管理監督職を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号）第9条第3項の規定に基づき、同項に規定する特定管理監督職群を構成する管理監督職に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第2条 特定管理監督職群を構成する管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職とする。

- (1) 和歌山市幼保連携型認定こども園の特定管理監督職群 和歌山市幼保連携型認定こども園の園長
- (2) 和歌山市立和歌山高等学校の特定管理監督職群 和歌山市立和歌山高等学校の校長及び教頭
- (3) 和歌山市立幼稚園の特定管理監督職群 和歌山市立幼稚園の園長及び教頭

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年10月11日揭示済)

【 教 育 委 員 会 告 示 】

和歌山市教育委員会告示第12号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年10月7日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

1 日時 令和4年10月12日（水） 午後1時30分から

2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 9月定例会市議会について
- (2) 令和5年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
- (3) 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について
- (4) 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（案）について
- (5) その他

(令和4年10月7日揭示済)

【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年10月5日

和歌山市農業委員会

会長 谷 河 績

1 開催日時

令和4年10月11日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 農用地区域除外に係る意見について
- (2) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (4) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (7) 農用地利用集積計画について

(令和4年10月5日揭示済)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年10月11日

和歌山市農業委員会

会長 谷 河 績

(令和4年10月11日揭示済)

【 企 業 局 規 程 】

和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

和歌山市企業局規程第6号

和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業職員の給与に関する規程（昭和37年水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「別表第2に掲げる給料月額」を「企業職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」に、「とする」を「に、和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和41年水道局規程第13号。以下「勤務条件に関する規程」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数

があるときは、その端数を切り捨てた額」とする」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条第9項中「前5項」を「前4項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とする。

第10条中「第2条第9項」を「第2条第8項」に改める。

附則に次の2項を加える。

5 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第2条第8項及び第9項の規定により当該職員の属する等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

6 前項に規定するもののほか、職員が60歳に達した日後における当該職員の給料月額については、一般職の職員の例による。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表

職員の 区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100

23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		

	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
定年前	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
再任用	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
短時間	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
勤務職	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
員以外	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
の職員	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						

	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2 削除

別表第5イ企業職再任用職員給料表等級別基準職務表を削り、同表ウ企業職特定任期付職員給料表号給別基準場合表を同表イ企業職特定任期付職員給料表号給別基準場合表とし、同表エ企業職任期付職員給料表等級別基準職務表を同表ウ企業職任期付職員給料表等級別基準職務表とする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるこの規程による改正後の和歌山市企業職員の給与に関する規程第2条第1号に規定する企業職給料表に掲げる基準給料月額のうち、同条第8項の規定により当該暫定再任用職員の属する等級に応じた額とする。
- 3 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与の額及び支給の方法については、和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の適用を受ける職員の例による。

（令和4年10月11日揭示済）

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年10月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第7号

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和41年水道局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項、第2項及び第4項並びに第4条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第2項、第3項各号及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第4号中「市長」を「管理者」に改め、同表第9号中「和歌山市水道局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和41年規程第13号）」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）附則第3条第4項に規定する職員をいう。）は、この規程による改正後の和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（以下この項において「新勤務時間規程」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間規程の規定を適用する。

（令和4年10月11日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第31号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和4年10月6日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府岸和田市西之内町9番14号 株式会社晶設備 代表取締役 竹葉秀輝	株式会社晶設備	大阪府岸和田市西之内町9番14号	令和4年9月5日	第630号

(令和4年10月6日揭示済)

和歌山市企業局告示第32号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和4年10月6日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市福島200番地の8 有限会社大喜 代表取締役 坂上祝男	有限会社大喜	和歌山市福島200番地の8	令和4年9月5日	第442号
神奈川県横浜市港北区新横浜1丁目2番地1 株式会社クラシアン 代表取締役 今田健治	株式会社クラシアン	大阪府堺市中区深井清水町3487番地	令和4年9月13日	第443号

(令和4年10月6日揭示済)

和歌山市企業局告示第33号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和4年10月6日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
和歌山市畑屋敷雁木丁29番地 貴志安商店 代表取締役 島慶司	貴志安商店	和歌山市畑屋敷雁木丁29番地	令和4年9月7日	第511号
和歌山市禰宜1094番地の226 株式会社森上土木 代表取締役 梅本卓尚	株式会社森上土木	和歌山市禰宜1094番地の2	令和4年9月20日	第526号

(令和4年10月6日揭示済)

【 消 防 局 訓 令 】**消防局訓令第4号**

和歌山市消防職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月11日

和歌山市消防局長 吉野楠哉

和歌山市消防職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程
和歌山市消防職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成8年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正す

る。

第3条（見出しを含む。）、第4条第1項及び第7条（見出しを含む。）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和4年10月11日揭示済）